

これらびょう

35 虎列刺病埋葬地御届

明治15年(1882)8月27日

この史料は、戸長がコレラによって死亡した村民を特定の場所に葬ることを役所に届け出た文書です。疫病による死者は火葬することが原則ですが、農村部などで埋葬地が確保できる場合には土葬が行われていたと思われます。その場合においては、疫病の蔓延を防ぐため、通常墓地に葬ることは避けられ、村内の空闲地にまとめて埋葬されました。このように、疫病の流行は葬法にも大きな影響を及ぼしました。

大胡町茂木第二区有文書 P8301 No.243

(前橋市茂木町)

35 虎列刺病埋葬地御届

〔釈文〕

虎列刺病埋葬地御届

南勢多郡茂木村

茂木村八百九十五番

字 大日

一芝地五畝八歩 共有地

石者村内一同協議之上埋葬地ニ相定候間、別紙図面相添、此段連署ヲ以御届申上候也

右者、村内一同協議之上埋葬地ニ相定候間、別紙図面相添、此段連署ヲ以御届申上候也

小前惣代

小前惣代

勅使川原忠次

明治十五年
八月廿七日

同

小林 磯吉

戸長

勅使川原孫四郎

東群馬・南勢多

郡長三木泰象殿

東群馬・南勢多

郡長 三木泰象殿

8301
243